定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月二十五日

静岡県富士市鈴川西町二一番一号

静岡石油輸送株式会社

代表取締役　澁谷　明彦

事業譲受けにつき通知公告

当社は、株式会社イーバランス（住所東京都中央区東日本橋二丁目二三番四号ルート東日本橋ビル三階）の家電販売事業を譲り受けることにいたしましたので公告します。

平成二十九年十月二十五日

東京都港区三田二丁目七番一三号ＴＤＳ三田ビル六階　ダイアモンドヘッド株式会社

代表取締役　柴田幸一朗

合併につき株券等提出公告

当社は、ナミテイ株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十月二十五日

大阪府東大阪市高井田西一丁目六番二五号

内外鋼業株式会社

代表取締役　橋本　敏明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である五味伸介が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月二十五日

アメリカ合衆国バージニア州二二〇四二フォールズチャーチ、フェアビューパークドライブ二九八〇

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

プルデンシャルタワー

Northrop Grumman Electronic Systems International, Inc.

日本における代表者　五味　伸介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社は、平成二十九年九月十五日をもって、ＮＥＣテクノロジーズ・インディア・プライベートリミテッド（旧商号・ＮＥＣインディア・プライベートリミテッド）と合併し解散しましたので、当社の全ての日本における代表者である小原隆志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月二十五日

神奈川県川崎市中原区下沼部一七五三番地

ＮＥＣテクノロジーズ・インディア・プライベートリミテッド

日本における代表者　小原　隆志

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年十月二十五日

東京都港区六本木一丁目九番一八号

ＢｉｚＡｓｓｅｔ株式会社

代表取締役　坂本　和則

限定責任信託終了の公告

当信託は、平成二十九年九月二十一日信託行為の定めるところにより終了しましたので、当信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十五日

東京都千代田区麹町四丁目八番地麹町クリスタルシティ九階

荻窪五丁目ほがらかリバースモーゲージ限定責任信託

清算受託者　ほがらか信託株式会社

代表取締役　中村　雅男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億四千四百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年十月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ７特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十四日

掲載頁　一五六頁（号外第六十一号）

平成二十九年十月二十五日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ＧＤＰ１特定目的会社

取締役　泉部　充

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十一日

掲載頁　五十一頁（号外第八十八号）

平成二十九年十月二十五日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ＧＤＰ３特定目的会社

取締役　泉部　充

取消公告

平成二十九年八月三十日（第七〇九二号）掲載の左記法人に係る合併公告は取消します。

平成二十九年十月二十五日

広島県福山市沖野上町三丁目六番二八号

（甲）社会医療法人祥和会

理事長　大田　泰正

広島県福山市沖野上町三丁目一番一七号

（乙）医療法人社団梶尾会

理事長　梶尾　恭平

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年九月八日（号外第百九十四号）公布文部科学省令第三十三号（専門職大学設置基準）（原稿誤り）				
四	上	終りから七	第二項の	前項の
一〇	上	一三	五、六一二	五、六一九
同日（同号外）公布文部科学省令第三十四号（専門職短期大学設置基準）（原稿誤り）				
一二	下	一五	他の専門職短期大学	他の短期大学
同日（同号外）公布文部科学省令第三十五号（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二〇	下	一四	第二十六条第二項	第二十六条第三項
〃	〃	一八～一九	当該専門職大学等	当該専門職大学
二三	上	二〇	第五十五条第一項	第五十六条第一項
（印刷誤り）				
二〇	上	終りから三	この項にいて同じ。	この項において同じ。
同年同月二十九日（号外第二百十一号）公布文部科学省令第三十七号（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
七		終りから三	第六十二条第一項	第六十三条第一項
九	〃	四	十月三十一日	同月三十一日
同年同月八日（号外第百九十四号）文部科学省告示第百十号（専門職短期大学に関し必要な事項を定める件）（原稿誤り）				
三三	上	終りから一五	第二十三条第一項	第二十二条第一項、第二十三条第三項
〃	下	一四	第二十七条の短期大学	第二十七条の専門職短期大学

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十五日付第二三二号
府調達第二〇二号三二ページ

七二ページ●同日付第二三三号九六ページ●同日付政ジ●六月七日付参会第三〇号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）